

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告) 第26条 第11条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちにその旨の報告をすること。</p> <p>(届出事項の変更届出) 第27条 貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちにその旨の届出をすること。</p> <p>(同意等の方法) 第33条 貴社は、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項に規定する書面の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たものとみなされること。</p> <p>2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意を行わない旨の申出をした場合(私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。)は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと。</p> <p>3 <u>私は、第26条及び第27条に規定する報告及び届出を、書面又は電磁的方法のうち、いずれか貴社が指定する方法(私から書面の受入れの請求があった場合又は印章若しくは署名鑑の変更に係るものあっては、書面とする。)により</u></p>	<p>(報告) 第26条 第11条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかの事由が生じた場合には、貴社に対し直ちに<u>書面をもって</u>その旨の報告をすること。</p> <p>(届出事項の変更届出) 第27条 貴社に届け出た氏名若しくは名称、印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、貴社に対し直ちに<u>書面をもって</u>その旨の届出をすること。</p> <p>(電磁的方法による書面の授受) 第33条 貴社は、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第57条の3に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、<u>第26条及び第27条に規定する書面(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)</u>の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること<u>若しくは報告又は届出を受けることができること</u>。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの<u>若しくは報告又は届出を受けたものと</u>みなされること。</p> <p>2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、<u>報告又は届出</u>を行わない旨の申出をした場合(私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。)は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと<u>若しくは報告又は届出を受けないこと</u>。</p> <p>(新設)</p>

行うこと。ただし、電磁的方法による場合にあっては、貴社が次に掲げる要件のいずれかを満たすときに限る。

(1) あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びにその用いる電磁的方法の種類及び内容を提示し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れることについて、私の書面又は電磁的方法による承諾を得ていること。

(2) あらかじめ、私に対し、当該報告及び届出を電磁的方法により受け入れる旨並びに次に掲げる事項を告知していること。

a 電磁的方法の種類及び内容

b 貴社に対し、私が書面による当該報告及び届出の受入れを請求することができる旨

付 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。